

2 家畜共済診療点数表中のA種点数の見直しに関する検討表

種 別		意 見	回答
2	往診	昨年、ガソリン代の高騰に対して見直されてはいるが、予想を超える高騰に対応できない。早急な点数見直しを願いたい。	変更（予定）する。 3年間分を基礎に算定した結果、500メートルを超える場合のA種点数は37点となりました。
		今後の経済情勢にもよりますが、往診等にかかる費用が実際は負担増になってくると考えられます。この点の改正時に反映されることを望みます。	
		ガソリン代の値上り分を考慮してほしい。	
		燃料費高騰のため往診点数の引き上げを要望する。	
		ガソリンが値上がりしています。往診料の値上げができないでしょうか。	
		近年のガソリン代高騰で、三年に一度の点数見直しでは対応できていない。一年ごとに見直すべきだ。	
		往診についてですが、ガソリン代が高い状況が続いていますので、何点か増点して欲しいと考えています。診療施設を起点に農家までの距離を記入するようになっていますが、私の場合、山間地を中心に診療している場合、農家から農家までの距離が長くなりがちですので、何点か増点して欲しいです。	
		ガソリン等の価格が上昇しているため往診の点数に考慮すべきである。	
		燃料の値上げ等を随時検討願いたい。	
		ガソリンの高騰の割に往診料が上がっていない。	
		燃料費の高騰があり往診点数の大幅な増加を求めます。	
		燃料高騰による点数の増点を希望する。	
		ガソリン価格が高騰したときには流動的に対処して欲しい。	
		往診費に関してはガソリン代の上下で上げてても下げてても良い、又は診療車がディーゼル車かガソリン車では差をつけて良いのではないか。	
		往診に係る点数（500mを超える場合はB点164）では、現在の燃料高騰に即応せず、極めて憂慮すべき状況である。	
		家畜診療の場合、往診にかかる割合が大きいため、現行より2割ほど高くても良いと思う。それができないなら、薬価のように往診料も毎年ガソリン価格により変動すべきと思う。	

種 別		意 見	回 答
20	血液生化学的検査	検査用試薬やチップが高くなっている。	変更しない。 そのような事実は確認できませんでした。
21	血清学的検査	血清学的検査において近年ウイルス等の簡易検査キットを使用することが多くなっていますが、キットの価格が高価なため現在のA点では不十分な検査が増加しています。そのことからA点の増加を希望します。	変更しない。 ウイルス検査の必要性や簡易検査キットの開発・使用状況を調査する必要があります。
36	皮下注射	補液管などを使用した場合の増点規定(A、B種)を設けるべきで、現行の1,000ミリリットルを越えた場合にB種点数のみ増点しているのは不十分である。 大量に皮下注射する場合、補液管を使用するので、増点してほしい。 補液管を使用した場合の増点規定を設けるべきである。 補液管を使用した場合、A種を35点とする(静脈注射で補液管を使用した場合と同じ。)。	変更(予定)する。
38	静脈内注射	通常補液剤を静注する場合バイアルインジェクターを使用しますが、バイアルインジェクター自体400円～500円します。バイアルインジェクターを使用して静注した場合、その分の点数を加算していただきたい。 静脈内注射で補液管を使用した場合14点を加えるとあるが、輸液セットが320円するので32点を加えてほしい。 インシュクターの価格が、1本450円で購入しています。A点で10点不足しています。 補液管セット(バイアルインジェクター)の単価に合わない。(本県購入294円) 静脈内注射の補液管使用の増点が低すぎる。補液管は、1セット(針無し)で、250円前後かかるので、増点を25点にしてほしい。 14G以上の針が販売されていないため、留置針で対応しているが、補液管使用の際の点数に加えてほしい。	変更(予定)する。

種 別		意 見	回答
	注射	石油を原料とする、シリンジや補液菅が値上りしているので注射のA点を増点 願いたい。	
		注射料でシリンジが値上がりしているので上げるべき	
		点滴チューブを使う静脈注射について、年々点滴チューブの価格が上がり（現 在420円）今の点数では低すぎる。	
41	投薬	胃カテーテル使用の場合と使用しない場合のA点が同点なのは不合理だ。	変更しない。 通常使用されると考えられる機材等は積算に含めています。
48	第一胃内容液投与	採取した胃内容液をカテーテルで投与すると、A点数が不足。	
51	導尿（雌）	尿をカテーテルから滅菌注射で採取した場合、A点数は不足。	
	導尿（雄）	使用する機材（注射器等）費不足、危険性。	
58	外傷治療	材料費不足。	
	小第1回	外傷治療においてウェットメソッドによる処置を行うことが多く、ラップ・ 紙おむつを使用するためにA点の増点を希望します。	
	外傷治療 小第2回以降	洗浄・包帯の使用は第2回以後もあるため、A点数が不足。	
60	蹄病処置	二肢以上の治療も一肢目と同程度の手間、資材がかかるので、一肢あたりの点 数×患肢数で給付して欲しい。また一肢当たりの伸縮性接着包帯の増点は、外 傷治療が61点なので、同額にするか、患肢数により増点するのではなく、使用本 数に応じて増点できるようにした方が良い。二回目以降の点数について備考欄 で規定しているが、種別欄に明記した方が解かりやすい。	変更しない。 2肢以上の治療について1肢目と同程度の手間がかかるとは考 えられません。なお、伸縮性接着包帯の増点は、外傷治療では 1本使用するのに対し、蹄病処置では1/2本使用するとして積算 しています。これらの使用量は実態に即し適当と考えます。
		伸縮性接着包帯を使用した場合、外傷治療では61点を加えているので、31点で はなく同じ61点加えてほしい。	
		「処置に伴う医薬品および被覆材料を含む。」を、「使用した医薬品について は、別に定める薬価基準表に基づいて増点できる。」に変更願いたい。蹄病軟 膏、抗生剤等はA種点数29点では、とても賄えない。	

種 別		意 見	回 答
61	その他の外科的処置	伸縮性接着包帯の増点は、外傷治療が61点なので、同額にするか、使用本数に応じて増点できるようにした方がよい。	変更しない。 伸縮性接着包帯の増点は、外傷治療では1本使用するのに対し、その他の外科的処置では1/2本使用するとして積算しています。これらの使用量は実態に即し適当と考えます。
		二肢の関節周囲炎に対する伸縮性接着包帯を使用した場合について増点を希望する。	
		臍ヘルニア簡易固定に非伸縮性接着包帯を使用した場合、1本につきA種に137点を加える（非伸縮性接着包帯10cm×4.5m、1巻1365円）。	
76	開腹	開腹手術等に使用した補液剤については、2000ml以内の補液剤も増点して欲しい。	変更しない。 油圧手術台の使用は広く普及していると認識されていません。
		第四胃変位整復術における、油圧手術台使用時の増点。	
		油圧手術台使用時の増点規定を設けてほしい。	
87	胎盤停滞除去	産道の損傷に対する処置を含むにしては、A点があまりにも低すぎる。	変更しない。 積算上、A点は適当と考えます。
89 98	乳頭狭窄手術 切開手術	乳頭狭窄手術や切開手術では、鎮静処置が必須であるが、現行点数表では鎮静薬剤が増点できず、A点が合わない。また、感染部位への処置や手術では、抗生剤投与が必須であるが、現行では薬剤が増点できず、A点が合わない。よって、薬剤を別途増点できるようにしてほしい。	変更しない。 手術には麻酔術（全身麻酔時）が適用できます。
98	切開手術 小第2回以降	材料費不足。	変更しない。 具体的に何が不足しているのか不明です。
	切開手術 大第2回以降	材料費不足。	
100	麻酔術	A点が低すぎる。共済診療ではキシラジン、ペントバルビタールナトリウムの単独使用あるいは併用することとなるので、筋肉注射か静脈内注射のA点に合わせるべきだ。	変更（予定）する。 A点は筋肉内注射と同じ12点が適当と考えます。
58 61 93 94 95 97	外傷治療 その他の外科的処置 骨折整復 ナックル整復 脱臼整復 蹄病手術	伸縮性接着包帯、ギプス包帯等は患畜の大きさ、患部の大きさ、状態等によって使用量が異なるので使用量に応じた増点が必要。	変更しない。 伸縮性接着包帯の増点は、外傷治療では1本使用するのに対し、その他の外科的処置では1/2本使用するとして積算しています。これらの使用量は実態に即し適当と考えます。
	分娩時処置 手術全般	分娩時疾患では、予想外な外傷事故が起こりうる。その際の処置として、注射料は除き、使用した医薬品はきちんとカルテに内容が示されていれば認めても良いのではないかと。例：産道出血時の子宮収縮剤や止血剤、抗生剤など。	変更しない。 現在、すべての手術の点数積算には、使用することが適当と考える医薬品を含めています。